

○栃木市建設工事等請負業者選定要綱

平成22年3月29日

告示第143号

改正 平成23年3月30日告示第93号

(題名改称)

平成23年9月30日告示第315号

平成24年12月28日告示第391号

平成25年12月12日告示第407号

平成26年4月22日告示第248号

平成28年1月15日告示第15号

平成30年11月9日告示第363号

令和7年3月17日告示第60号

(趣旨)

第1条 この告示は、市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の入札に参加しようとする建設業者（法第2条第3項に規定する建設業者及びこれらの者で構成する共同企業体をいう。）並びに建設工事に関連する設計、調査及び測量等の業務の入札に参加しようとする業者（以下これらを「建設業者等」という。）の資格を審査し、一般競争入札、指名競争入札及び随意契約をする場合の建設業者等の選定に関し必要な事項を定めるものとする。

(平23告示93・一部改正)

(資格及び格付の審査)

第2条 建設業者等の資格及び格付の審査（以下「審査」という。）は、市長の定める期間内に建設工事入札参加資格審査申請書及び測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格審査申請書（以下これらを「申請書」という。）を提出したものについて、栃木市建設工事等請負者選考委員会（栃木市建設工事等請負者選考委員会規程（平成22年栃木市訓令第62号）第1条に規定するものをいう。以下「委員会」という。）が行うものとする。

2 審査は、2年ごとに行うものとする。ただし、新規に審査を受けようとする者がある場合にあつては、臨時に審査を行うことができる。

(平23告示93・平24告示391・一部改正、令7告示60・一部改正)

(審査の要件)

第3条 前条の規定により申請書を提出した建設業者等のうち、次の各号のいずれかに該当する者については、審査の対象としない。

- (1) 法第27条の23第1項に規定する経営に関する客観的事項の審査を受けていない者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号の規定に該当する事

実があったと認められる者で、その事実があった後2年を経過していないもの

(3) 前2号に定めるもののほか、市長が別に定める条件を満たさない者

(平23告示93・平24告示391・一部改正)

(格付の基準)

第4条 第2条に規定する格付は、法第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項の審査の結果とともに市が発注した建設工事並びに建設工事に関連する設計、調査及び測量等の業務（以下「建設工事等」という。）の成績等を勘案し、算定した点数（以下「総合点数」という。）により等級に区分して行うものとし、次に掲げる事項は、委員会が別に定めるものとする。

- (1) 建設業者等の格付を行う建設工事等の種別
- (2) 前号に規定する種別ごとの格付の等級区分の数
- (3) 格付の等級を決定するための判定基準となる総合点数の数値
- (4) 前3号に定めるもののほか、格付を行うに当たって必要となる事項に関する事。

2 前項各号に規定する事項を委員会が定めたときは、市ホームページにおいて公表するものとする。

(平24告示391・全改、令7告示60・一部改正)

(資格及び格付の有効期間)

第5条 資格及び格付の有効期間は、次の各号に掲げる審査の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 第2条第2項本文の規定による審査 資格及び格付の決定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日から翌々年度の3月31日までの期間
- (2) 第2条第2項ただし書の規定による審査 資格及び格付の決定を受けた日から直前の同項本文の規定による審査を受けた者に係る資格及び格付の有効期間の満了の日までの期間

(平24告示391・全改、令7告示60・一部改正)

(資格審査結果の通知等)

第6条 市長は、第2条の審査の結果について、資格及び格付の決定を受けた者（以下「有資格業者」という。）に通知するものとする。

2 前項の通知を受けた有資格業者は、審査の結果について異議がある場合は、通知を受けた日の翌日から起算して30日以内に市長に再審査を請求することができる。

3 前項の再審査の請求があった場合は、委員会の審査を経てその結果を、再審査を請求した有資格業者に通知するものとする。

(平23告示93・平24告示391・一部改正)

(格付の変更等)

第7条 市長は、有資格業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その入札参加資格の取消し又は降級をすることができる。

- (1) 第3条各号の規定に該当することとなったとき。

- (2) 市発注の建設工事等の請負契約を履行しないとき。
- (3) 経営状態が特に悪いとき。
- (4) 申請書等に虚偽の事項を記載したことが判明したとき。

- 2 市長は、特に格付の調整が必要と認める場合には、格付の変更をすることができる。
- 3 前2項の規定により格付の変更等を行ったときは、当該有資格業者にその旨を通知するものとする。

(平23告示93・平24告示391・一部改正)

(変更届)

第8条 有資格業者は、次の各号のいずれかの事項に変更があった場合は、速やかに変更届書により届け出なければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 住所又は所在地
- (3) 代表者名
- (4) その他申請事項

(平28告示15・追加)

(発注の基準)

第9条 条件付き一般競争入札の入札参加可能業者数は、原則として10者以上とする。

2 指名競争入札の指名業者数は、次のとおりとする。

予定価格	指名業者数	備考
500万円未満	5者	1者を限度に増減できるものとする。
500万円以上	7者	2者を限度に増減できるものとする。

3 建設業者等の格付を行う建設工事等について、格付の等級ごとに設定する発注の基準価格は、委員会が別に定める。

4 前項に規定する基準価格を委員会が定めたときは、市ホームページにおいて公表するものとする。

(平23告示93・全改、平24告示391・平26告示248・一部改正、平28告示15・旧第8条繰下、平30告示363・一部改正)

(入札参加資格要件の格付の設定)

第10条 条件付き一般競争入札の入札参加資格要件に格付をした等級を設定する場合は、前条第3項に規定する基準価格に応じて委員会が別に定める等級を用いるものとする。

2 前項の場合において、前条第1項に規定する入札参加可能業者数を満たさないときは、入札参加資格要件に当該等級の上位に属する等級を加え、入札参加可能業者数を満たすものとする。

3 第1項に規定する格付をした等級を設定し、前条第1項に規定する入札参加可能業者数を満たした場合であっても、当該等級に格付された者の受注状況等を勘案し、当該等級のみの設定では入札の執行が困難と認められるときは、入札参加資格要件に当該等級の上位に属する等級を加えることができるものとする。

4 次に掲げる建設工事等については、第1項の規定によらないことができるものとする。

- (1) 特殊な機械又は技術を必要とする建設工事等
- (2) 災害時における応急復旧建設工事等
- (3) その他市長が特殊な事情があると認めた建設工事等

(平23告示93・追加、平24告示391・一部改正、平28告示15・旧第9条繰下、平30告示363・一部改正)

(指名業者の選定)

第11条 指名業者の選定は、有資格業者のうちから、第9条第2項に定める指名業者数を満たすよう行うものとする。

2 建設業者等の格付を行った建設工事等に係る指名業者の選定については、第9条第3項に規定する基準価格の区分に応じた等級に格付された有資格業者のうちから行うものとする。ただし、これによる指名業者の選定が、同条第2項に規定する指名業者数を満たさないときは、当該等級の上位の等級に格付された者から選定することができるものとする。

3 前項に規定する指名業者の選定について、当該等級に格付された者の受注状況等を勘案し、指名が困難であると認められるときは、当該等級の上位に格付された有資格業者を指名することができるものとする。

4 前条第4項各号に該当する建設工事等については、前2項の規定によらないことができるものとする。

5 前各項の規定により指名業者を選定したときは、栃木市財務規則(平成22年栃木市規則第55号)第80条第2項の規定に基づき別に定める指名通知書により通知するものとする。

(平23告示93・旧第9条繰下・一部改正、平24告示391・一部改正、平28告示15・旧第10条繰下・一部改正、平30告示363・一部改正、令7告示60・一部改正)

(指名業者選定の留意事項)

第12条 指名競争入札における指名にあたっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 当該建設工事等に対する地理的条件
- (2) 履行能力
- (3) 不誠実な行為の有無

(平23告示93・旧第10条繰下・一部改正、平28告示15・旧第11条繰下)

(補則)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(平23告示93・旧第11条繰下、平28告示15・旧第12条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成22年3月29日から施行する。

(平23告示93・旧第1項・一部改正、平23告示315・旧附則・一部改正)

(西方町の編入に伴う経過措置)

- 2 西方町の編入の日(以下「編入日」という。)の前日までに、編入前の西方町建設工事請負業者選定要綱(昭和54年西方村告示第16号。以下「編入前の要綱」という。)の規定により資格審査を受け、格付けの決定を受けた建設業者は、当該格付けの有効期間に限り、この告示の相当規定により格付けの決定を受けたものとみなす。

(平23告示315・追加)

- 3 編入日の前日までに、編入前の要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

(平23告示315・追加)

(岩舟町の編入に伴う経過措置)

- 4 岩舟町の編入の日(以下「岩舟町編入日」という。)の前日までに、編入前の岩舟町建設工事請負業者選定要綱(平成8年岩舟町告示第9号。以下「岩舟町要綱」という。)の規定により資格審査を受け、資格の決定を受けた建設業者は、当該資格の有効期間に限り、この告示の相当規定により資格の決定を受けたものとみなす。

(平25告示407・追加)

- 5 岩舟町編入日の前日までに、岩舟町要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

(平25告示407・追加)

附 則(平成23年告示第93号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年告示第315号)

この告示は、平成23年10月1日から施行する。

附 則(平成24年告示第391号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、現に有資格業者の決定を受けている者及び格付けの決定を受けている者に係る当該有効期間については、なお従前の例による。

(栃木市建設共同企業体取扱要領の一部改正)

- 3 栃木市建設共同企業体取扱要領(平成22年栃木市告示第281号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成25年告示第407号)

この告示は、平成26年4月5日から施行する。

附 則（平成26年告示第248号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年告示第15号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年告示第363号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成30年12月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際現に入札公告がなされている条件付き一般競争入札及び指名通知がなされている指名競争入札については、なお従前の例による。

附 則（令和7年告示第60号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。